

熊本県農業再生協議会

平成29年度第2回通常総会次第

日時：平成29年12月14日（木）午後1時30分～

場所：JA熊本県会館5階 農林中金熊本支店会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人選任

5 議事

第1号議案 平成30年以降の本県産米の需要見込量並びに作付目安の基本方針について

第2号議案 熊本県農業再生協議会規約等の改正（案）について

報告事項 平成29年度上半期内部監査報告について

6 閉会

熊本県農業再生協議会 平成29年度第2回通常総会 出席者名簿

H29.12.14

団 体 名	役 職 名	氏 名	備 考
熊本県農業協同組合中央会	会 長	小崎 憲一	会長
熊本県農林水産部	生産経営局長	川口 卓也	副会長
熊本県経済農業協同組合連合会	代表理事会長	加末 誠一	副会長
一般社団法人熊本県農業会議	会 長	森 日出輝	監事
熊本県主食集荷協同組合	理事長	上村 徳孝	監事
熊本県市長会	会 長	中嶋 憲正	
熊本県町村会		欠 席	
熊本県農業共済組合	組合長理事	佐々木 博幸	

【事務局関係者等】

所 属	役 職 名	氏 名	備 考
熊本県農林水産部 生産経営局農産園芸課	課 長	大島 深	
	審議員(兼課長補佐)	中島 豪	
	課長補佐(水田総合推進)	紙屋 勝良	
	主 幹	島田 昌幸	
JA熊本経済連農産部	部 長	小島 裕二	
	農産指導課長	馬場 元治	
	農産販売課長	俵 浩倫	
(一社)熊本県農業会議	専務理事(兼事務局長)	松尾 栄喜	
JA熊本中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター	所 長	藤川 修朗	
	副所長	宮崎 幸正	
	営農企画課長	本山 洋治	
	参 与	原 勝則	
	参 与	山中 孝一	

平成 29 年度 第 2 回通常総会資料

平成 29 年 12 月 14 日（木）

J A 熊本県会館 5 階

（農林中央金庫熊本支店会議室）

熊本県農業再生協議会

平成30年以降の本県産米の需要見込量並びに 作付目安の基本方針について

平成30年以降の需給調整に対する取組みは、平成28年12月15日、熊本県農業再生協議会総会の決議事項に沿って、円滑な需給調整に資するため、本県産米の需要見込量と作付目安に係る基本方針を下記のとおり定める。

なお、この基本方針は、原則として平成30年産から平成32年産までの3年間で適用期間とする。

1 本県需要見込量と県全体の作付目安について

(1) 本県需要見込量

本県需要見込量は、各地域での需要に応じた生産の参考となるよう、平成29年産まで国が用いた「都道府県別の生産数量目標」の算定方法に基づき算定する。なお、県産米の需要見通しを踏まえて、所要の加算調整を行うことができるものとする。

(2) 県全体の作付目安

県全体の作付目安は、円滑な需給調整に資するよう、地域農業再生協議会（五木村を含む）（以下「地域協議会」という。）が策定する「水田フル活用ビジョン」に示された主食用米の目標作付面積に基づき算定する。

2 地域協議会別の作付目安について

地域協議会別の作付目安は、本県需要見込量の範囲内で、地域協議会で策定する「水田フル活用ビジョン」に示された主食用米の目標作付面積を基本として算定し提示する。

3 平成30年産の本県米の需要見込量並びに地域協議会別作付目安の算定、提示について

(1) 平成30年産の熊本県需要見込量の算定

平成30年産の熊本県需要見込量は以下のとおり

平成30年産熊本県の需要見込量

= 国全体の主食用米等生産量 × 本県シェア + 所要の加算調整

※本年は国と県の需要見通し傾向がほぼ同様のため「所要の加算調整」は無し

= 735万トン × (189,317/7,510,000) + 0 = 185,277 t

その面積換算値 = 36,116 ha

※面積換算値は県の基準反収（513kg/10a）で割り戻して算出

（参考）

国全体の平成30年産米主食用等生産量 = 735万トン（前年の生産数量目標と同じ）

平成29年度熊本県の生産数量目標：185,277 t（36,116 ha）

(2) 平成30年産地域協議会別作付目安の算定及び提示について

①地域協議会別の作付目安の算出方法

平成30年産地域協議会別作付目安
＝ 地域毎の水田フル活用ビジョンに掲げる主食用米の目標作付面積

地域協議会別の作付目安は別紙一覧のとおり

②地域協議会への具体的な提示方法

〇〇町農業再生協議会

作付目安：〇〇〇ha①（数量換算値：〇〇〇t②）

注①：地域水田フル活用ビジョンのH30年の主食用米の目標作付面積

注②：国の統計情報部が公表する直近の7中5の単収で換算

(参考)

県全体の状況

平成30年産	県全体の需要見込量	36,116ha（数量換算値：185,277t）
平成30年産	県全体の作付目安 （県全体の深堀見込	33,844ha（数量換算値：172,121t） 2,272ha）

4 作付目安の活用等について

(1) 地域協議会の作付目安の活用について

地域協議会の作付目安については、各地域で、作付目安を起点とした実際の作付実績等を分析し、地域自ら需要に応じた生産が行える観点で検証するなど、「水田フル活用ビジョン」の見直し等に活用するものとする。

(2) 農業者に対する作付目安の扱い

農業者に対しての作付目安の提示は、地域の実状に応じて地域協議会が決定することとする。

なお、必要に応じて、示された作付目安と前年の作付実績を全農家に提示するなど、需要情報が生産者に伝わるよう留意するものとする。

平成30年産米の地域協議会別作付目安(案)

地域農業再生協議会等名	H30年産米 作付目安(ha)	数量換算値(t)
熊本市	2,700	14,796
城南・富合	830	4,548
植木町	644	3,529
宇土市	635	3,461
宇城市	1,680	8,450
美里町	435	2,053
荒尾市	398	1,966
玉名市	2,510	13,228
玉東町	148	736
和水町	547	2,702
南関町	449	2,250
長洲町	312	1,622
山鹿市	1,986	10,307
菊池市	1,750	9,170
合志市	285	1,468
大津町	100	547
菊陽町	180	977
阿蘇市	2,500	12,250
南小国町	236	1,116
小国町	296	1,385
産山村	165	767
高森町	173	850
南阿蘇村	1,198	6,194
西原村	100	519
御船町	480	2,534
嘉島町	345	1,908
益城町	750	4,005
甲佐町	411	2,179
山都町	1,310	6,380
八代市	3,600	18,180
氷川町	560	3,007
水俣・芦北	712	3,375
人吉市	543	2,726
錦町	500	2,540
あさぎり町	950	4,836
多良木町	647	3,242
湯前町	280	1,394
水上村	142	680
相良村	200	966
五木村	10	38
山江村	135	647
球磨村	98	445
天草市	1,500	6,390
上天草市	250	1,053
苓北町	164	705
県計	33,844	172,121

※1:城南・富合、植木町は、熊本市の単収を用いて数量換算

※2:水俣・芦北は、それぞれの市町村単収の7中5平均を荷重平均して数量換算

<H28. 12. 15 県農業再生協議会総会決議事項>

平成30年以降の需給調整に対する取組の方向性について

国は、30年産以降は、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者や集荷業者・団体が中心となって需要に応じた生産を行うこととしており、平成29年産をもって行政による最後の配分とされたところ。

そのため、県農業再生協議会では、平成30年産に向けて、県内の主食用米の需要に応じた生産と、非主食用米や大豆等の作付けによる水田のフル活用を着実に進めるため、以下の方向性により地域と連携・協力しながら対応することとする。

1 本県における取組の方向性

(1) 基本的な考え方

本県では、各地域において、多様な生産環境により地域の強みや特徴を生かした水田農業が展開されている。その多様性を安定的かつ発展的に進めていくため、地域自らが描く作付ビジョンの着実な推進を図り、併せて、需要に応じた主食用米の生産となるよう関係機関が連携して取り組む。

(2) 取組主体

農業再生協議会（県・地域）

(3) 需給調整への取組方法

平成30年産に向け以下の方法により需給調整に取り組む

- ①県段階から地域（市町村）段階に対し主食用米の作付目安を提示する
- ②県段階で提示する作付目安は、地域が策定する「水田フル活用ビジョン」に示す主食用米の作付計画値を基本とする
- ③地域（市町村）段階では、実情に応じて方針作成者や農業者へ作付目安を提示する

(4) 「水田フル活用ビジョン」の策定

地域農業再生協議会は、毎年策定する「水田フル活用ビジョン」に今後3年間の主食用米や戦略作物等の作付計画を明記する。

なお、作付計画の算定に当たっては、以下の事項について把握・分析を行い、地域の主食用米の位置づけを検討する。

- 農業者の作付希望
- 方針作成者（JA、集荷業者）の集荷計画や販売計画
- 地域（市町村）の土地利用の現状と今後の利用計画

2 目指すべき姿

地域自らが、米の販売実績等を前提に農業者の作付ニーズや土地利用計画等を勘察し、地域自らが水稲の作付計画を策定し、計画に基づく生産を推進する。

併せて、県下全地域の作付計画の合計値が、本県産米の需要見込量を超えないよう県段階で助言する。

熊本県農業再生協議会規約等の改正（案）について

1 改正の主な理由

農林水産省からの全国的な事務の改善指導に基づく改正

2 改正点

名称	改正内容等
1 規約	条ずれ6箇所 (第13条第4項、第16条第4項、第17条第2項、第18条第2項、第26条、附則4)
2 会計処理 規程	第6条 ・ 出納整理期間（翌年度の4月30日）を追加 第32条 ・ 報酬の規定を追加（JA熊本中央会の規程を準用） 第33条 ・ 費用弁償の規定を追加（JA熊本中央会の規定を準用）
3 文書取扱 規程	第5条 ・ 「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務」の文書管理責任者を変更（農産園芸課長→担い手・法人サポートセンター所長）

「熊本県農業再生協議会規約」新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>第1条 ～第12条 (略)</p> <p>第13条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。</p> <p>2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。</p> <p>3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。</p> <p>4 総会の議事は、第15条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</p> <p>5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。</p> <p>第14条～15条 (略)</p> <p>第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の書面は、総会の開催前までに県協議会に到着しないときは、無効とする。</p> <p>3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。</p> <p>4 第13条第1項及び第4項並びに第15条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。</p> <p>第17条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、前条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名</p> <p>(3) 議案</p> <p>(4) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>第18条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、第20条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>(1) 熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長</p> <p>(2) 熊本県経済農業協同組合連合会 農産部長</p> <p>(3) 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p>	<p>第1条 ～第12条 (略)</p> <p>第13条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。</p> <p>2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。</p> <p>3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。</p> <p>4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</p> <p>5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。</p> <p>第14条～15条 (略)</p> <p>第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の書面は、総会の開催前までに県協議会に到着しないときは、無効とする。</p> <p>3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。</p> <p>4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。</p> <p>第17条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名</p> <p>(3) 議案</p> <p>(4) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>第18条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、第22条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>(1) 熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長</p> <p>(2) 熊本県経済農業協同組合連合会 農産部長</p> <p>(3) 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p>
<p>第1条 ～第12条 (略)</p> <p>第13条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。</p> <p>2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。</p> <p>3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。</p> <p>4 総会の議事は、第15条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</p> <p>5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。</p> <p>第14条～15条 (略)</p> <p>第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の書面は、総会の開催前までに県協議会に到着しないときは、無効とする。</p> <p>3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。</p> <p>4 第13条第1項及び第4項並びに第15条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。</p> <p>第17条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、前条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名</p> <p>(3) 議案</p> <p>(4) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>第18条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、第20条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>(1) 熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長</p> <p>(2) 熊本県経済農業協同組合連合会 農産部長</p> <p>(3) 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p>	<p>第1条 ～第12条 (略)</p> <p>第13条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。</p> <p>2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。</p> <p>3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。</p> <p>4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</p> <p>5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。</p> <p>第14条～15条 (略)</p> <p>第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の書面は、総会の開催前までに県協議会に到着しないときは、無効とする。</p> <p>3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。</p> <p>4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。</p> <p>第17条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名</p> <p>(3) 議案</p> <p>(4) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>第18条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、第22条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>(1) 熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長</p> <p>(2) 熊本県経済農業協同組合連合会 農産部長</p> <p>(3) 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p>

(4) 熊本県主食集荷協同組合 参事

(5) 熊本県農業共済組合 参事

(6) 熊本県農業会議 事務局長

(7) 熊本県市長会 事務局長

(8) 熊本県町村会 事務局長

3 幹事の中から幹事長を互選する。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

第19条～25条 (略)

第26条 県協議会の事務に要する経費は、第24条各号に掲げる資金からの収入をもつて充てる。

附 則

1～3 (略)

4 県協議会の設立初年度の会計年度については、第23条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から当該年度の3月31日までとする。

5～20 (略)

21 この規約は、平成 年 月 日に一部改正する。

(4) 熊本県主食集荷協同組合 参事

(5) 熊本県農業共済組合 参事

(6) 熊本県農業会議 事務局長

(7) 熊本県市長会 事務局長

(8) 熊本県町村会 事務局長

3 幹事の中から幹事長を互選する。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

第19条～25条 (略)

第26条 県協議会の事務に要する経費は、第26条各号に掲げる資金からの収入をもつて充てる。

附 則

1～3 (略)

4 県協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から当該年度の3月31日までとする。

5～20 (略)

熊本県農業再生協議会会計処理規程 新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>第1条 ～第5条 (略) (会計年度及び出納整理期間)</p> <p>第6条 県協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>2 県協議会の出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。</p> <p>第7条 ～第31条 (略)</p> <p>第6章 報酬及び費用弁償 (報酬)</p> <p>第32条 <u>協議会業務に従事する者(役員及び会員団体の代表者を除き、講師等を含む)には、報酬を支給することができる。</u></p> <p>2 <u>前項に関し必要な事項は、熊本県農業協同組合中央会の規程を準用する。</u> (費用弁償)</p> <p>第33条 <u>協議会業務に従事する者(役員、会員団体の代表者及び講師等を含む)には、費用を弁償することができる。</u></p> <p>2 <u>前項に関し必要な事項は、熊本県農業協同組合中央会の規程を準用する。</u></p> <p>第34条 (略)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>附則 1～14 (略)</p> <p>15 この規程は、平成 年 月 日に一部改正する。</p>	<p>第1条 ～第5条 (略) (会計年度)</p> <p>第6条 県協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>第7条 ～第31条 (略)</p> <p>第6章 決算</p> <p>第32条 (略)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>附則 1～14 (略)</p>

「熊本県農業再生協議会文書取扱規程」新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>第5条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。 【事務の区分】 【文書管理責任者】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>(2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長</p> <p>(3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 畜産課長</p> <p>(4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長</p> <p>(5) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長</p> <p>(6) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長</p> <p>(7) 加工原料米多収化推進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>(8) 施設園芸等燃料油価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>(9) 産地パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>2 前項の文書管理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者又は当該事務に係る熊本県農業再生協議会会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。</p> <p>第6条～第24条（略）</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>第5条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。 【事務の区分】 【文書管理責任者】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>(2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長</p> <p>(3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 畜産課長</p> <p>(4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長</p> <p>(5) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長</p> <p>(6) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>(7) 加工原料米多収化推進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>(8) 施設園芸等燃料油価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>(9) 産地パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>2 前項の文書管理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者又は当該事務に係る熊本県農業再生協議会会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。</p> <p>第6条～第24条（略）</p>

附 則

1～15 (略)

16 この規約は、平成 年 月 日に一部改正する。

附 則
1～15 (略)

内部監査報告書

熊本県農業再生協議会
会長 小崎 憲一 様

下記のとおり内部監査を実施しましたので、熊本県農業再生協議会内部監査実施規程第5条に基づき、その顛末を報告します。

平成29年12月6日
熊本県農業再生協議会
内部監査委員

(責任者) 久米 正剛

高木 誠一

記

1 監査人氏名

(責任者) JA熊本中央会 経営組織部 天草地区担当課長 久米 正剛
JA熊本中央会 経営組織部 調査役 高木 誠一

2 監査実施期間ならびに監査の範囲

年度	期間	監査基準日	監査の範囲
平成29年度	平成29年4月1日～ 平成29年9月30日	平成29年9月30日	熊本県農業再生協議会の業務及び資金管理

3 改善を要する事項等

熊本県農業再生協議会の業務及び会計について監査を実施したところ、適正に処理されておりました。

以上